

トラブル事例に学ぶ

相続手続きの適切な取扱いと対応時の留意点

ここでは、相続手続きにおいてよくあるトラブルを取り上げ、防止方法を解説します。

ケース1～3／志保 秀一郎
 ケース4～6／三ヶ尻法律事務所 弁護士 三ヶ尻 八木 正宣
 ケース7～8／株式会社SBL 税理士・行政書士

Case1 〈初期対応編〉

相続手続きに関する説明不足で生じたトラブル



金

融機関における相続手続きでは、相続開始（被相続人の死亡）の事実や相続人の特定、相続内容を確認するため、除籍・戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書等の書類を相続人に提出してもらわなければなりません。ただし、相続事案によって必要な書類は異なるため留意する必要があります。

特に、相続開始の事実を確認したり、相続人を特定したりするために提出してもらう戸籍謄本等は多量になることもありますし、本

籍地が遠方にある場合は入手に時間や費用がかかることもありま

す。それゆえ、戸籍謄本等の提出

に関して、しばしばクレームとな

ることがあります。

そうしたクレームを防ぐには、

相続人に相続手続きを説明する際

に、だれが相続人なのか聞き取っ

て、必要な戸籍謄本等についてき

ちんと説明することが必要です。

合わせて、状況によっては書類を

追加で提出してもらわなければな

らないこともある旨を理解しても

らい、お客様の承諾を得ておく

こと

連続する戸籍謄本等、被相続人よ

り先に死亡した相続人の出生から

死亡に至るまで連続する戸籍謄本

等、代襲相続人の現在の戸籍謄本

等

〈相続内容を確認するための書

類〉

①遺言がある場合：遺言書と、場

合によっては次の書類が必要にな

る

②公正証書遺言以外の場合、家

庭裁判所の検認調査

③遺言執行者が家庭裁判所により

選任されていた場合は、遺言執行

者の印鑑登録証明書および家庭裁

判所の選任の審判書

④遺産分割協議を行っていた場合

：相続人全員が署名捺印した遺産

分割協議書

⑤家庭裁判所の遺産分割調停の手

続きを行っていた場合：家庭裁判

所の調停調査書

⑥家庭裁判所の審判手続きに至っ

ていた場合：家庭裁判所の審判書

（確定証明書も含む）

⑦相続放棄がなされていた場合：

相続放棄申述受理証明書

の保管情報のコンピュータ化に伴い、現在では「戸籍全部事項証明書」と名称が変更されていますが、ここではすべて戸籍謄本といたことにします。

除籍とは、死亡や婚姻などの事由により戸籍から一部の人を除くことです。除籍謄本（簿）とは、戸籍内の全員が除籍された戸籍簿のことをいいます。

戸籍の様式が法令により変更されると、新たな戸籍が作られます。作り替えられた戸籍の元となる戸籍のことを改製原戸籍といいます。新戸籍を編製するときは従前戸籍に在籍する人のみを写しかえるため、すでに除籍された人は記載されません。そのため、相続人の調査では、改製原戸籍も必要になるところがあります。

被相続人の出生から死亡まで連続する戸籍が不可欠

相続手続きで提出してもらう書類について説明するときには、必要書類一覧表などを使って、どのような書類が必要なのか、なぜ必

要なのか、またどこで入手できるのかなどを丁寧に説明することが大切です。

主な書類をまとめると、次のとおりです。

〈被相続人死亡の事実を確認するための書類〉

被相続人の除籍謄本・戸籍謄本、もしくは死亡診断書および死体検案書、もしくは住民票の除票の写し等

〈相続人とその範囲を特定するための書類〉

①相続人が配偶者、子の場合：被相続人の出生から死亡に至るまで連続する「除籍謄本・戸籍謄本・改製原戸籍等（以下、戸籍謄本等）」（子が婚姻で除籍されていれば、子の現在の戸籍謄本も必要）

②相続人が兄弟姉妹である場合：被相続人の出生から死亡に至るまで連続する戸籍謄本等、被相続人の両親の出生から死亡に至るまで連続する戸籍謄本等、兄弟姉妹の現在の戸籍謄本等

③相続人が代襲相続人の場合：被

相続人

Point

- ★戸籍の種類や編製原因、見方などをよく学習しておこう
- ★必要書類には何があって、なぜ必要なのか、入手先はどこかを説明しよう。